第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第七条第二項	第七条第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第十一条第三項	第一項	第一項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項第四号	第一項第四号
第十二条及び第十三条	第七条第二項	第七条第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十四条	第五条第三項及び第四項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条第一項	この条	この条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）	第五条第二項、第三項、第四項（第三号を除き、第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
	同条第四項第二号	第二十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第四項第二号
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第七条第二項	第七条第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	法第七条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第一項	第八条第一項	第八条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第二号及び第三号を除く。）	第五条第二項、第三項、第四項（第二号及び第三号を除く。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）